

会員の懲戒処分について

2026年 9 月 2 日付けで日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第67条（会員及び準会員の懲戒）第 1 項の規定に基づく懲戒処分を行ったことから、登録上場会社等監査人である監査法人は同第70条（懲戒処分等の公示及び公表）第 2 項第 3 号の規定により、また、公認会計士は同項第 2 号の規定により、下記のとおり公表する。

記

1. 関係会員の氏名等

- (1) 監査法人シドー
- (2) 藤田 和重（登録番号第11718号、神奈川県会所属）
- (3) 有光 洋介（登録番号第31746号、東京会所属）

2. 懲戒処分の種別

- (1) 監査法人シドー

会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止 3 か月
（2026年 9 月 2 日から2026年12月 1 日まで）

- (2) 藤田和重会員及び有光洋介会員

会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止 7 か月（2026年 9 月 2 日から
2027年 4 月 1 日まで）及び金融庁長官の行う懲戒処分の請求

3. 懲戒処分の理由

会則第51条（監査業務における禁止行為）第 2 号に該当し、同第67条第 1 項第 3 号に該当するため。

4. 事案の概要

- (1) 前提事実

東証グロース市場に上場していた A 社は、証券取引等監視委員会の調査を受け、売上高について過大計上の可能性が認められたため、第三者委員会を設置し、調査を行った。

その結果、売上高、広告宣伝費及び研究開発費の過大計上が指摘されたため、2022年12月期から2024年12月期までの有価証券届出書及び有価証券報告書に関する訂正報告書を開示した。

- (2) 不備の内容・特定した法令等違反事実

当該事案について、当協会の監査・規律審査会における基礎調査及び規律調査の結果、懲戒処分が相当であるとして、綱紀審査会に回付された。

なお、監査・規律審査会による処分提案書作成時点において、関係当局が2022年12月期の監査調書（紙面調書）を押収しており、関係会員が紙面調書へのアクセスができない状況となっていた。このため、当該調書の写しは監査・規律審査会に提出されていない。したがって、監査・規律審査会は、2022年12月期を調査対象から除外し、アクセス可能な2023年12月期及び2024年12月期を調査対象として処分提案書を作成しており、当審査会の審査も当該処分提案書に基づいて行われた。

綱紀審査会が審査した結果、関係会員が実施した2023年12月期及び2024年12月期の関与期間に係る当初の財務諸表監査においては、監査の基準における以下の要求事項及び対応基準が遵守されていなかった点が認められた。

- ① 売上高に関するリスク評価手続において、監査基準報告書（以下「監基報」という。）315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」（2021年8月19日改正）第18項、第19項、第25項、第30項、第33項、監基報240「財務諸表監査における不正」（2021年8月19日改正）第25項、第26項、監基報500「監査証拠」（2021年8月19日改正）第5項
- ② 広告宣伝費等に関するリスク評価手続において、監基報315第35項、監基報500第5項
- ③ 売上高に関するリスク対応手続において、監基報330「評価したリスクに対応する監査人の手続」（2022年10月13日改正）第5項、第7項、第20項、監基報240第29項
- ④ 職業的懐疑心の保持及び発揮において、監基報200「財務諸表監査における総括的な目的」（2021年6月8日改正）第14項、監基報240第11項、第F11-2項及び「監査における不正リスク対応基準」（2013年3月26日企業会計審議会）「第一 職業的懐疑心の強調」

また、審査においても、監査チームの実施した手続及び結論に同意しており、リスク評価やリスク対応手続の不備を指摘していなかったと認められた。

5. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2026年9月2日

以 上

※「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。

※監査事務所の名称及び公認会計士の個人名等については、公表期間満了後（会員権停止の期間経過後）に非特定化措置を講じた上で、公表した事項の開示を継続しております。

※監査の基準等は、当時に適用されている基準等であり、現在適用されているものとは異なる場合があります。

(根拠規定)

日本公認会計士協会会則 (第2編 公認会計士に係る諸制度—第2章 品位保持)

第1節 職業規範の遵守

(監査業務における禁止行為)

第51条 会員は、財務書類の監査業務を行うに際して、次の行為を行ってはならない。

- (1) 故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして意見又は結論を表明すること。
- (2) 相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして意見又は結論を表明すること。
- (3) 財務書類に対する意見表明又は結論表明の基礎を得ていないにもかかわらず、意見又は結論を表明すること。

第4節 懲戒

(会員及び準会員の懲戒)

第67条 会長は、会員及び準会員の綱紀を保持肅正するため、次の各号のいずれかに該当する会員及び準会員に対し、懲戒処分をすることができる。

(1)～(2) (省略)

(3) 会員が財務書類の監査業務を行うに際して、第51条各号に掲げるいずれかの行為を行ったとき。

(4)～(10) (省略)

2 懲戒処分は次の5種とし、第1号から第4号までを主たる懲戒処分とし、第5号を付加する懲戒処分とする。

(1) 戒告

(2) 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止 (以下「会員権停止」という。)

(3) 除名

(4) 本会からの退会の勧告 (以下「退会勧告」という。)

(5) 金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求 (以下「行政処分請求」という。)

3 会員権停止により停止される権利は、次のとおりとする。

(1) 総会に出席して表決する権利

(2) 役員の選挙権及び被選挙権

(3) 会長に意見具申し、又は建言する権利

(4) 本会の会議に出席する権利

4～8 (省略)

(懲戒処分等の公示及び公表)

第70条 会長は、懲戒処分をしたとき (前条第3項の規定により重ねて会員権停止の懲戒処分をしたときは、処分決定の通知をしたとき) は、その旨を会員専用ウェブサイト (本会ウェブサイトのうち、会員及び準会員のみが閲覧することができる部分をいう。) に掲載することにより公示する。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による公示に加えて、懲戒処分をした旨を本会ウェブサイトに掲載することにより公表する。

(1) 懲戒処分の種別が退会勧告である場合

(2) 懲戒処分の種別が会員権停止（6か月以上のものに限る。）であって、次のいずれかに該当する場合

ア 行政処分請求が付加された場合

イ 懲戒処分の対象となる行為と実質的に同一の行為につき行政処分が既になされている場合

(3) 懲戒処分を受けた会員が、登録上場会社等監査人である場合

3～5 (省略)